

# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

2013年8月26日  
愛媛医療生活協同組合

愛媛医療生活協同組合は、職員が仕事と子育てを両立するために働きやすい環境をつくるため次のような行動計画を策定します。

## 1. 計画期間

2013年8月1日～2015年7月31日

## 2. 行動計画の内容

**目標 1** 育児休業制度の取得について、女性職員は取得率 100%をめざし、男性職員については計画期間中に取得できるようにします。

資料①（育児休業取得状況）

	2012年度	2011年度
女性(育児休業取得者/出産者)	14/14=100%	13/13=100%
男性(育児休業取得者)	0人	0人

〈 対策 〉

- ① 妊娠中、産休・育児休業中の相談窓口を設置、周知徹底します。
- ② 安心して職場復帰めざせるよう、相談や定期的な情報提供に取り組みます。
- ③ 男性職員への、育児休業制度の取得にむけた啓蒙活動に取り組み、短期間からでも育児休業に参加できるよう援助します。

**目標 2** 年次有給休暇の取得状況の改善、所定時間外労働の改善に取り組みます。

資料②（毎年10月実施有給調査） 年平均有給取得数(職場別最高/最低)

	2012年10月	2011年10月	2010年10月
常勤職員平均	10.7(22.3/1.0)	9.3(22.5/1.0)	8.0(24.0/0.0)
非常勤職員平均	9.5(21.0/1.9)	8.9(21.0/0.2)	9.0(14.7/2.9)

資料③(2013年5-7月、月30時間以上の所定外労働の職員数)

	協立	生協	伊予	泉川	城北	宇摩	協立ST	たんぼぼ	ごしき	本部
5月	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	3	10	0	0	0	2	0	0	0	0

〈 対策 〉

- ① 年次有給休暇取得の状況を定期的に把握し、職場間でのバランスにも留意し、困難部署の計画的取得をすすめます。
- ② 所定時間外労働が恒常的に発生する部署をなくす取り組みをすすめます。

**目標 3** 子育て班会、子ども保健大学の開催など、各事業所が地域・組合員の中で、子育て支援活動を積極的に取り組みます。